

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

令和5年4月1日適用

(単位:円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1か月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1か月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
北海道	22,500	750	190	260	300	1,110	時 価 (通勤定期券等)
青 森	21,900	730	180	260	290	1,040	
岩 手	22,200	740	190	260	290	1,110	
宮 城	21,900	730	180	260	290	1,520	
秋 田	21,900	730	180	260	290	1,110	
山 形	23,100	770	190	270	310	1,250	
福 島	22,500	750	190	260	300	1,200	
茨 城	21,900	730	180	260	290	1,340	
栃 木	22,200	740	190	260	290	1,320	
群 馬	21,900	730	180	260	290	1,280	
埼 玉	22,200	740	190	260	290	1,810	
千 葉	22,500	750	190	260	300	1,760	
東 京	23,100	770	190	270	310	2,830	
神奈川	22,800	760	190	270	300	2,150	
新 潟	22,200	740	190	260	290	1,360	
富 山	22,800	760	190	270	300	1,290	
石 川	23,100	770	190	270	310	1,340	
福 井	23,400	780	200	270	310	1,220	
山 梨	21,900	730	180	260	290	1,260	
長 野	21,300	710	180	250	280	1,250	
岐 阜	21,900	730	180	260	290	1,230	
静 岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
愛 知	21,900	730	180	260	290	1,560	
三 重	22,500	750	190	260	300	1,260	
滋 賀	22,200	740	190	260	290	1,410	
京 都	22,800	760	190	270	300	1,810	
大 阪	22,200	740	190	260	290	1,780	
兵 庫	22,500	750	190	260	300	1,580	
奈 良	21,600	720	180	250	290	1,310	
和歌山	22,500	750	190	260	300	1,170	
鳥 取	22,800	760	190	270	300	1,190	
島 根	22,800	760	190	270	300	1,150	
岡 山	22,500	750	190	260	300	1,360	
広 島	22,800	760	190	270	300	1,410	
山 口	23,100	770	190	270	310	1,140	
徳 島	22,800	760	190	270	300	1,160	
香 川	22,500	750	190	260	300	1,210	
愛 媛	22,500	750	190	260	300	1,130	
高 知	22,800	760	190	270	300	1,130	
福 岡	21,900	730	180	260	290	1,430	
佐 賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
長 崎	22,200	740	190	260	290	1,150	
熊 本	22,500	750	190	260	300	1,150	
大 分	22,200	740	190	260	290	1,170	
宮 崎	21,300	710	180	250	280	1,080	
鹿 児 島	22,200	740	190	260	290	1,110	
沖 縄	23,400	780	200	270	310	1,290	

※朱書の額は令和5年度から変更されます。

- 1 現物給与の価額の決定は、原則として被保険者の勤務地(常時勤務する場所)が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
- 2 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合、その価額を「時価」とします。
- 3 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 4 〈食事〉…上表の額の3分の2以上を被保険者が負担している場合は、現物による食事の供与はないものとして扱います。
- 5 〈住宅〉…価額の算出は、居住用の室を対象にします。

対象:居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室等の住居部分(玄関、台所、トイレ、浴室、廊下等居住用以外の室は含めません)

●洋間は広さを畳敷きに換算(畳1畳1.65㎡) ●ダイニングキッチンには台所部分を除き換算